

## 杵築市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

杵築市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 杵築市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、杵築市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、杵築市内で地震、津波、風水害等における大規模な災害が発生したとき（以下「災害発生時」という。）に、「杵築市地域防災計画」に基づき、迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、甲と乙が相互に連携してボランティア活動を行う団体又は、個人を支援するためセンターを設置することに関し、必要な事項を定め、被災者の生活安定に寄与することを目的とする。

### （センター等の設置）

第2条 甲は、災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると認めたときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があったときは、速やかにセンターを設置し、必要な業務を開始するものとする。

3 甲は、乙と協議のうえ、救援活動を実施するため最適な場所を確保し乙に提供するものとする。

4 乙は、著しく被害を受けた地域に、センターの分室的な機能を持つ現地事務所を設置する必要があると認めたときには、甲に対し現地事務所の設置場所の提供を要請するものとする。

5 甲は、乙から前項の規定による要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を検討し、乙に提供するものとする。

### （センターの運営）

第3条 センターの運営は乙が主体となり行うものとする。

2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。

ただし、乙は、確保した人員では不足すると判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請することができる。

3 甲は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙に対して可能な範囲で人員を派遣するものとする。

### （連携及び協力）

第4条 甲と乙は、センターの設置及び運営に関し、相互に連携し協力するものとする。

(センターの業務)

第5条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受付
- (2) 災害ボランティアニーズの受給調整等
- (3) 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
- (4) 杵築市災害対策本部等との連絡調整
- (5) 災害ボランティア活動にかかる支援募金活動
- (6) その他災害ボランティア活動に必要な業務

(被災状況等の情報提供)

第6条 甲は、乙から被災状況等の情報提供を求められた場合は、必要に応じて情報提供を行うものとする。

(資機材の確保)

第7条 甲と乙は、災害発生時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センターの運営に関して次に掲げる費用については、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

- (1) 救援資機材等の購入又は貸借に要する費用
  - (2) その他、甲が運営に必要と認める費用
- 2 前項の規定に係る資機材等を乙が購入又は貸借しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙は、甲以外の関係機関等からの助成や現物給付等を受けることができる場合は、第1項の規定にかかわらずこれらの助成、現物給付等を利用し、不足する同項の費用については甲が負担するものとする。

(センターの閉鎖)

第9条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ決定する。

(平常時の取組み)

第10条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する連絡会議等を通じて情報交換を行うものとする。

- 2 乙は、災害時に備えセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

(ボランティア保険への加入)

第11条 乙は、ボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア

活動開始の際に、活動参加者を保険に加入させるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる経費については、ボランティアの自己負担とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。  
ただし、この協定の有効期間満了1カ月前までに、甲乙いずれかからも意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年延長され、以後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

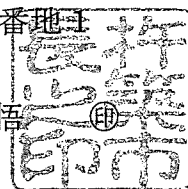
平成26年3月11日

甲)

杵築市大字杵築 377 番地

杵築市

杵築市長 永松 悟



乙)

杵築市大字猪尾 941 番地

社会福祉法人 杵築市社会福祉協議会

副会長 西原 繁朝

